

# 平成30年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第2号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成30年7月10日（火）

午前10時 開議

## 【開会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名委員の指名

【承認第1号・議案第19号～第23号・認定第1号～第2号・同意第2号～第10号審査】

日程第2 承認第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関  
し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第19号 平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・・・ 7

日程第4 議案第20号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 17

日程第5 議案第21号 葛巻小学校大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を  
求めることについて・・ 19

日程第6 議案第22号 ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の請負契約の締結に  
関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

日程第7 議案第23号 財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・ 21

日程第8 認定第1号 平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定に  
ついて・・ 25

日程第9 認定第2号 平成29年度葛巻町水道事業会計決算の認定について・・・・・・・・ 33

日程第10 同意第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・ 36

日程第11 同意第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・ 37

日程第12	同意第4号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・	37
日程第13	同意第5号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・	38
日程第14	同意第6号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・	38
日程第15	同意第7号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・	39
日程第16	同意第8号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・	39
日程第17	同意第9号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・	39
日程第18	同意第10号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・	40

【 請願第1号～第2号・陳情第8号～第9号審査 】

日程第19	請願第1号	ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業 を守る施策推進を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・	41
日程第20	請願第2号	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批 准することを求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・	45
日程第21	陳情第8号	吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備 についての陳情書・・・・・・・・・・・・・・・・	49
日程第22	陳情第9号	吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備 についての陳情書・・・・・・・・・・・・・・・・	49

【 発委第1号 】

追加日程第1	発委第1号	ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー 事業を守る施策推進を求める意見書の提出について・・・・・・・・	43
--------	-------	---	----

平成30年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第2号）輝くふるさと常任委員会

7月定例会議 議事日程告示年月日	平成30年6月28日（木）			
定例会議再開年月日	平成30年7月6日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成30年7月10日（月） 開議10時00分 閉会14時21分			
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
			姉帯春治	○
	山崎邦廣	○	山岸はる美	○
	大平守	○	辰柳敬一	○
	柴田勇雄	○	高宮一明	○
	鈴木満	○	中崎和久	—
会議録署名委員	柴田勇雄		辰柳敬一	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	山下弘司
	副町長	觸澤義美	建設水道課水道事業所長	和野康弘
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長		病院事務局長	松浦利明
	代表監査委員		農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内 勉	総務企画課室長	大川原 洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太
	健康福祉課長	檜木幸夫		

( 開会時刻 10時00分 )

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び辰柳敬一委員を指名します。

次に、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

それでは、町税条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきたいと思  
います。

前にいただいております、全員協議会での資料の3ページをお開きになっていただ  
ければ有り難いのですが、この中で、個人の住民税の関係なのでございますが、今回、給  
与所得控除と公的年金等控除から、この部分が基礎控除への振替というような規定にな  
っております。この給与所得控除で100,000円下がった分を、今度は基礎控除へ、その  
100,000円を上積みするというような内容のようでございますが、これは住民にとって  
は、どちらで控除した方が、つまり、この改正前と改正後ではどのような影響力が出  
てくるのか、これだけでは数値は見受けられませんので、まず、その点についてお伺いを  
いたしたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

住民会計課長。

#### 住民会計課長 ( 村中英治君 )

ただいまのご質問に、お答えを申し上げます。

今回、住民税の所得からの税額の算出の部分での改正がございました。給与所得、あ  
るいは年金所得の方について、これまで、給与所得控除というようなことで、控除する  
額が、従来額から100,000円を減らすということになっております。したがって、

所得としては、同じ給与でありますと100,000円所得が増えるということになるものでございます。その後、基礎控除に100,000円をプラスするという改正も併せて行われてございますので、給与収入等が同じであった場合につきましては、出てくる税額、町民税、町県民税の額については変わらないということになってございます。

今回の改正の趣旨は、働き方改革の一環ということで、フリーランスと言われている、自由業と申しますか、いろいろ、そういう仕事のされ方、給与ではない報酬、あるいは委託を受けて仕事をするというような起業家や、そういう方々が増えているということで、そういった方々が給与所得者に比べて、若干、重税感があるということで、その部分を解消するために、給与ではない所得の方々については100,000円ほど、住民税にしますと、町県民税の税率が10パーセントでございまして、10,000円くらい減税になると申しますか、税額が減るといような改正になっているものでございまして、給与所得、年金所得の方については、これまでと影響はないという改正になっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員輝

そう申しますと、つまり、同じ収入ですと、あまり変わらないですよというようにお話のようでございます。そう申しますと、今回、このようになったのは、いわゆる働き方改革による、このフリーランスなどの方々による、起業などによる収入が優位性を持たせるための改正というように認識でいいのかどうか、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいまのおっしゃるとおりでございまして、町内ではなかなか、そういう形で仕事をしている方々というのは、例えば、大工さんで1人でやっているような方は、収入としては、税の計算上と申しますか、所得上は給与ではなくて事業所得というようになっておりますが、そういったような方々については、減税のメリットがあるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その点については分かりました。

次に、同じく3ページの固定資産税の部分でございまして、固定資産税の部分で、4

ページの上の方に一覧表がございます。これは、いろいろな発電設備に係る対象資産が載っておりますが、ここで、実際に町内にある対象資産、こういったようなものが、どのようなものに課税になってくるのか、お伺いをいたしたいと思います。葛巻にない部分でも、規定ですから、条例ですから、当然、対象資産には載ってくるかとは思っておりますが、実際に課税になっているものがどれなのか。そして、これから実際に発生する固定資産税はどれくらいになっているものか、お尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

それでは、それぞれの施設の課税の状況ということでございますが、太陽光発電につきましては、大規模なものが1件、それよりは大きくない、農地の一角等に設置されてある程度のものが1件ないし2件あるかというように認識をしております。それから、風力発電については、袖山地区と上外川地区にそれぞれございます。それから、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については、課税の実績はないものでございます。

そういった中で、税額等ですが、件数が少ない部分がありますので、ちょっと税額等についての答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。1社だけだったら、すぐ分かるというようなことですので、それについては分かりました。

それでは、次に4ページ、たばこ税、税率の引き上げになっているようでございます。この、たばこ税率引き上げ、町に入ってくる収入なわけでございますけども、この改正によっての影響額はどのように試算しているのか、お尋ねいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

今回のたばこ税の改正の関係でございますが、これにつきましては、町の税、県の税、国のたばこ税、三つございまして、三つ合わせまして3回に分けて3円を上げるということでございます。今年の10月に1円、それから、32年の10月に1円、33年の10月に1円を上げるということでございます。1円ということは、1本1円ですので、1箱で20円くらい、20円くらいといいますか、大体のたばこは20円ほど販売額が上がるということになっているものでございます。

そういうことで、10月1日からということになりますので、今年の分の影響については半分程度ということになりますが、29年度のたばこ税の総額が38,000,000円ほどでございまして、今年度は37,000,000円ほどを見込んでおります。全体としては1,000,000円程度減少するのではないかという見込みでございまして。これについては、引き上げの分もございまして、年々販売数量が大体5パーセント前後で減少しているということがあります。そういった中で、増税ですとか、国、県の税の配分の見直しで、地方に多く配分されるというような改正等も行われておりまして、あまり、販売量ほどは減っておりませんが、年々少しずつ減少傾向にございまして、今年度も全体としては1,000,000円程度落ちるのではないのかなというように見ているところでございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、ここで、1級品が今年の10月から、このように引き上げということになるようですけども、そうしますと、6カ月分というようなことになりますね。そうしますと、この引き上げ、これは専決処分ですので、当初予算のたばこ税には、もう、この引上分の加算は盛り込み済なのか、これから、若干、増えるにしても、これから、そういったような部分については補正で加算していくのか、どういふようなことになるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

昨年の12月末に、平成30年度の税制改革大綱というようなことで示された部分もございまして、その部分での中身になってございましたので、それを踏まえまして、当初予算の段階では一応その部分も見込んだという形の中で計上しているものでございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

見込んでいふというようなことで理解してよろしいですね。

では、もう1点、5ページですが、ここに国民健康保険税がございまして。基礎課税額の改正というようなことで、限度額の引き上げというようなことでございまして。課税限度額が540,000円から580,000円、このような変更の内容なわけですが、現時点での、これに該当するようないふ、限度額に影響するようないふ対象世帯数、それからまた、影響額、

こういったようなものが、どのようになるのか、お知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

今回の改正におきましては、保険税の限度額については、医療費分、支援分、介護分とございますが、その中の医療費分について40,000円引き上げるという改正となっております。医療費分の限度額、超過している世帯でございますが、30年度の保険税について、今週、既に納税通知等も差し上げてございまして、課税が一応終わっておりますので、限度額世帯が27世帯ございました。前年度が40世帯ございましたので、13世帯ほど限度額超過世帯は減ってございます。40,000円引き上げになったことによつてという部分もないわけではないと思いますが、ほとんどは、そういった方々の所得が減少したことによつて、限度額までいかないという形の方が多かったのではないかなというように見ております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

限度額が多くなればなるほど、この対象世帯数も一般的には、今の所得の伸びから見ますと、減ってくるような感じもしますけども、今回、改正後に580,000円になるわけですが、これが、まだ、引き続き、これには載っていないわけですが、限度額は引き上げられていくものと思われまますけども、所得がその分伸びていけばよろしいわけですが、年々減ってくるような感じがします。そういったようなところの見通しは、どのようにお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

限度額の引き上げの改正は、この資料の方にもございますが、もうひとつ、所得の低い方々の軽減、5割軽減ですとか、そういう軽減に該当していく方を増やすための財源として、所得のある方々の方の限度額を上げた分で増える収入を5割軽減世帯の該当者を増やすための財源に使うという、そのセットで改正がされてございます。それで、全体としては、そのバランスが取れるという、国全体としてという計算の中で、上の方を少しいただいて、下の方を、5割軽減の方々に、その分を回すという中での改正になってございますので、今後、国全体として、そういう国保対象の方々の所得がどう動いていくかということによつても変わっていく部分があるかと思ひます。なかなか予想

が難しい部分もありますが、ここ何年か限度額の改正がされておられませんので、そういった中で、そういう部分がそろそろ必要だという見方で、そういう改正が今回なされたかと思います。

先ほど申し上げました、所得が減ったことによって、限度額にかからなくなった世帯が増えたということですが、それは、税の申告上の部分もございまして、例えば、専従者給与を増やすというようなことになると、農業所得、扶養とか営業所得もそうですが、そちらの本人の所得は減りますが、家族の専従者の給与が増えるという、そういう方々も結構、例としてはございまして、そういった方々は給与所得の方に入っておりますので、そういった関係等もありますので、そういった部分も、この課税には影響しているのかなというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

つまり、この課税限度額のみというようなことではなくて、5割軽減世帯、2割軽減世帯との調整機能も、この両面で果たす役割を担っているということのように今の答弁で大体理解いたしました。そのような理解でいいのかどうか、確認したいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

今のご答弁のとおりで、国全体として、そういうバランスが取れるような、法律の方で改正を行っているということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第19号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

6ページをお願いいたしたいと思います。

歳入歳出予算に関わることでございますが、農林水産業費県補助金が71,700,000円ほど、畜産競争力強化整備事業の補助金として、国から2分の1の助成措置というようなことで載っております。これがまた、歳出の方でもそれぞれ、このように8ページの方に、畜産業費に計上になっているわけでございます。この畜産競争力強化事業でございますが、この補助要綱では、どのような事業を展開できるのか、その概要についてお伺いいたしたいと思っておりますし、それからまた、この歳出の方では、今回の補正での事業内容を、金額が大きいだけに、もう少し詳しくご説明をいただければ有り難いなと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長(山下弘司君)

お答えいたします。

畜産競争力強化整備事業の関係でございますが、これは、新葛巻型酪農構想の実現に向けて、その一環として取り組んでいる事業でございます。平成28年10月に策定した葛巻町畜産クラスター計画に基づいて実施される事業ということになります。それで、クラスター、通称はクラスター事業というわけですが、国の実際の支援事業としては、畜産競争力強化整備事業という事業が、そのクラスター事業の実現のために実施されている国の支援事業ということでございます。この事業は、各協議会、クラスター協議会という協議会を作って、そのクラスター計画を立てた、その計画の中のものを実施する事業という形になるものでございます。

中身としましては、牛舎の整備とか、それから、それに伴う搾乳機器や、牛舎の中の機械設備、そういったものが整備できる事業になってございます。今回71,700,000円ほどの補正をお願いしているわけですが、これは、酪農家1戸が80頭の畜舎を新たに整備する計画になってございまして、それに併せて、搾乳機器と関連機器類を一式整備する形になりまして、総事業費が140,000,000円ほどの事業費になっていまして、その2分の1の補助という形になりますので、今回、こういった形で予算計上をお願いする

ものでございます。

**柴田勇雄委員**

この補助要綱の概要は、例えば、これだけではないと思いますので、それから、いわゆる補助要綱がどのようなものになっているのか、その説明が全くないので、よろしくをお願いします。この事業については、今のとおりです。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

漏れておりまして、申し訳ございませんでした。

事業の内容としましては、家畜飼養管理施設、それから、家畜排せつ物処理施設、それから、自給飼料関連施設、それから、畜産加工展示販売施設、こういった施設が整備できる事業になってございます。それから、あと、もうひとつ、家畜の導入もできる事業になってございます。それで、実施主体としましては、クラスター協議会が事業実施主体となるものでございます。それと、あとは、補助につきましては、消費税額を除いた事業費の2分の1が対象になるものでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

ありがとうございました。

ちなみに、この補助を受けるためのいろいろな補助内容があるようですが、これは、いつまで受けられる、町でも、このほかに、この事業を何かで導入するような、あと、あるのかどうか。先ほどのお話ですと、クラスター協議会、組織したところというように、畜舎整備を主体というようにお話だったように聞いています。そのほかに、この事業を使つての導入計画があるのかどうかもお伺いしたいと思っております。それから、このクラスター協議会の結成状況についてもお知らせいただきたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

お答えいたします。

クラスター事業の関係でございますが、現在、補正でお願いしました事業以外に3牧場が畜舎の増築を計画しておりますし、あと、畜産公社の育成舎の整備の関係が、この

事業で予定されておるものでございます。当該事業は、29年度から33年までの事業計画になってございますので、その間の調整で今の示した事業の実施を予定しているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、この畜舎整備、今回の補助導入のみというようなことになるでしょうか。そのほかに、この補助を導入した事業拡大は考えていないというような理解でよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

規模を拡大したい酪農家の支援ということで、それに向けての支援ということでの実施と、それから、あと、酪農家の経営を支援していく意味での畜産公社の育成舎の整備という、そういった事業内容で、この事業で計画している内容になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

おおよそ分かりました。

次に、繰越金の関係でお伺いをいたしたいと思います。今回570,000,000円ほどの繰越金が今回の補正で出てまいりました。これにつきましては、繰越金570,000,000円の財源の配分といたしますか、これは、どのように、今回の補正の中で言いますと、どのように配分になっているのか、まず、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お答えします。

繰越金570,000,000円の内訳といたしますか、その主な要因というような部分でございませうけれども、ひとつ大きいのが、病院建設事業に絡んでの一般会計の繰出金がございませう。これが、28年度から29年度に繰り越していた630,900,000円ばかりの不要額になったわけですが、630,000,000円ほどの予算があったわけですが、このうち、

その繰越分について 144,000,000 円ほど病院事業への繰り出しの部分で不要額が出てございます。建設工事費の入札減とか、いろいろ実績等に基づいて 144,000,000 円、約 145,000,000 円ほどの不要額が出てございます。これが一番大きいところでございます。それから、これを差し引きますと、5 億から差し引きますと、実質的には 425,000,000 円ほどということで、大体、去年と同じ水準になってございます。さらに付け加えますと、いわゆる 3 月特交というのがあるのですが、これが、29 年度は 180,000,000 円、これが、3 月特交は 3 月中旬から下旬の決定ということで、どうしても 3 月補正には間に合わない状況でございまして、最近は、この 3 月特交分の 180,000,000 円分が、この残りの 420,000,000 円に含まれているという状況です。ですので、これらを差し引きました、いわゆる純粋な余剰金といいますか、不要額といいますか、そういった部分は、大体 240,000,000 円くらいかなというように見込んでいるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。いろいろなものに使っているというようなことですね。

例えば、今回この補正予算を見ただけで、財政調整基金の繰入金との関わりが今回 1 億円減額になっていますよね。こういったようなものにも、あるいは、こういったようなものが影響になっているのかなと思っておりますし、また、基金管理費の方にも、こういったような財源が流れているのではないかなというようにお伺いをしたわけですが、いわゆる、この繰越金の性格なのですが、30 年度の当初予算、繰越金、予算科目 1,000 円ですよね。当然、当初予算ですから、予算科目の 1,000 円で計上、それは間違いのないと思うのですが、途中、必ず前年度の繰越金として、今回は 570,000,000 円が計上になっているわけです。そうしますと、当初予算では予定し得ない、この 29 年度の繰越金がどのような、大きく額がなればなるほど多方面にも使える、少なれば少ないほど、それなりにしか使えないというような財源の内訳になってくるのではないかなと思いますよね。例えば、この 570,000,000 円というのが、当初予算の占める割合でいけば、どのくらいになりますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

29 年度当初予算に対しましては、9.3 パーセント、1 割弱の割合になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

30年度当初予算では、確か大体10パーセント、10パーセントを超えるのではないかなと思います。一般当初予算の計上額ですよ。如何に、やはり大きいかというのが、私は分かるような感じがするのです。その当初予算の財源比率を見た場合でも、依存財源が79パーセントになっているわけですよ。それから、自主財源が21パーセント、僅かですね。これは繰越金となって、こういうように表れてきた場合には、依存財源、自主財源どちらに入るでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

総務企画課長。

**総務企画課長（丹内勉君）**

まず、最初に訂正させてください。9.3パーセントは30年度当初予算に対しての割合でございました。先ほど、29年度当初に比べてと言いましたが、訂正させて、お詫びしたいと思います。

それから、自主財源、依存財源の関係ですけども、自主財源の方に入るものでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

自主財源ということでもいいですか。そうしますと、繰越金になりますと、全部、繰越金の方に、自主財源というようなことで、ものすごく裁量幅が広がることですよ。一般財源、自主財源として使っていけるわけですから。非常に、途中、このように大きな額が出てくるといようなことは、財政運営する側とすれば大変貴重な大きな財源といようなことになると思っております。それで、この財源もいろいろな収入があろうかと思っておりますが、この繰越金の額も、たぶん歳入の中で占める割合も、だいぶ高いと思うのですが、当初予算で、例えば、繰越金570,000,000円、今回、これが予算上に入ってくるわけなのですが、これが入ったとすれば、補正後でも構いませんけども、570,000,000円という数字は収入額の何パーセントにあたるでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

総務企画課長。

**総務企画課長（丹内勉君）**

今回、上程申しあげました補正後の額、総額に対しましては8.5パーセントになるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

非常に、収入に占める割合も、この繰越金が入ることによって、大きなパーセントを占めてくるわけです。そういったようなことで、あらかじめ、こういったような繰越金が入った場合での想定も初めから考えた、財政運用は考えていると思うのですが、そういったような繰越金の果たす、そういったような、予期したような形での財政運営を考えて運営しているのかどうか、その点はいかがですか。当然やっていると言え、それまででしょうけども、そういったようなことも含めて、お知らせをいただければ有り難いです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

繰越金の基本的な考え方ではありますが、まず、事業費に対する繰越額でありますけれども、標準といたしましては3パーセントから5パーセントという、標準的な基準といえますか、基本的な考え方があるわけでありまして、それを、しっかりと見据えながら、翌年度の財源に充てていくという考え方であるわけでありまして。

そういう中で、今回、例えば、60億の総事業費としますと、5パーセントといえますと約3億になるものでありますし、今回の部分は、総事業費にしますと73億ほどになっておりますので、そういう中に、先ほど課長からも答弁しておりますように、570,000,000円ほどの繰り越しになって、純繰越額が570,000,000円ほどになっているわけでありまして、そのうちの144,000,000円ほどが病院の一般会計からの繰出事業に係る分でありましたが、それが公共施設整備基金から取り崩して、一般会計から繰り出している額でございまして、その目的に考えた場合に、当然、剰余金の部分については公共施設整備基金に返さなければならないという部分がございますので、合わせますと、先ほどから申し上げておりますように、今回は420,000,000円ほどの純繰越金となっているものであります。そうしますと、約70億の総予算といたしまして、72億でありますので、70億としましても、5パーセントとしましても、350,000,000円ということでありまして、多少その基準はオーバーしているものの、一定のそういう基本的な考え方の中で進めている、ひとつの繰越額になっているものと、このように認識しておるところであります。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

内容については、おおよそ分かりましたけども、財政ですので、これまで町財政が非常に厳しい、厳しいという表現を使わせていただきました。大体、このくらい基金も、今回のこの資料を見ても、主要基金で58億というような形になっているわけです。こういったような繰越金も含めたような財政状況になっていて、このくらいの財政規模、ゆくゆくには一年間の予算規模にも相当するような基金の積み立てになるのではないのかなというように予測はしておりますけども、そうしますと、これまで厳しい財政の一点張りできたような感じがしておりますけれども、このような余裕的な財源は全くないままの町財政ではなかったかなと思っております。そういったような中で、このような、今後、このような形になってまいりますと、少し余裕ができたのかなというように、私から見れば、そのように、だんだんに見えてくるわけです。そういったような財政運営、私は、それでも油断してはならないなというように思っております。そういったような認識はどのようなのか、副町長からお答えいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

基金の考え方でございますが、先ほど申し上げましたような、29年度の決算によりますと、公共施設整備基金で32億、トータルでは57億ほどの基金になっているという状況であります。

そういう中で、ひとつには公共施設整備基金が大きな割合を占めておりますので、これについて、少しお話をさせていただきますが、これからの、ひとつの基本的な考え方といたしまして、老朽化した公共施設の更新に係る財源というのをしっかりと確保していかなければならないというような、ひとつの基金整備にあたっての考え方でありまして、それから、人口減少問題への対応に係る財源の確保という、その二つ目は、人口減少問題に係る諸対策に対しての財政確保、それから、安定的な財政運営に係る、やはり財政調整的な考え方の中での基金創設にあたっての三つの基本的な考え方をもちながら進めているわけではあります。これまでも行財政改革とか、そういう観点の中から取り組んで、総務省が指摘しているような、今、言っていることとも整合する部分があるかもしれませんが、その地方財政に余裕があるというような認識ということでは全く思っておりません。

といいますのは、町の30年度以降の公債費の状況を少し整理してみますと、30年度までは公債費が、これまでの借り入れをした部分の返済にあたる部分ではあります。それが1年に約6億でございますが、年々伸びてまいりまして、34年、35年、これが4、5年経ちますと、8億から9億、10億近くになる返済が、そういう形で伸びていくということになります。これは、大きな事業であります葛巻病院の建設であったり、あるいは水道事業の改修事業等であったり、そういう大きな大型事業ということになります。そういうことによつての今後の返済額が、ここ4、5年で3億程度伸びるという状況に

試算されておるものであります。

そういう中に、さらにまた、老朽化といいますか、役場の建設につきましても、これまでお話してまいりましたように、40年以上経過している中での老朽化、あるいは、そういう中での内部の検討委員会、あるいは、今、外部の検討委員会も立ち上げながら、その検討を進めておるところであります。今、現段階での役場の建設に係る事業費も35億程度が見込まれるという状況にございまして、そういう中に、これにつきましては、有利な起債等々も含め、あるいは総合センター、福祉センター等も複合的な部分も考えておりますので、そういった施設等については、有利な起債事業等も導入しながらということにはなるわけですが、とはいいいましても、全体としましても25パーセントから30パーセント程度が総事業費に対する国費等で賄うことができるような見込みも立ってきておりますが、とはいいいましても、75パーセント程度は借入れをしながら進めていくという、自主財源での対応ということになるものであります。

したがいまして、これまでの病院の事業につきましても、病院ルールによりますと、その返済額が一応、額としては総額では27億であります。その半分程度が病院の営業収益からということにはなるわけですが、今の経営状況からした場合に、なかなか難しい部分があると思っておりますので、そうしますと、そういう部分も一般会計からの繰り入れをしながら対応していかなければならないことも視野に入れながら進めていかなければならないという部分でありますし、それから、水道事業につきましても、18億ほどの借入れになるものであります。

その中で、いろいろ試算しますと、一般会計からの繰り入れが8億ほどになっているものであります。これにつきましては、今、企業会計に移行しながら、いろいろ、さらにまた、新たな、そういう改修事業、北部地区といいますか、そちらの方も進めていかなければならないというような事情も対応していかなければならない状況にございます。そうしますと、なかなか水道事業におきましても、かなり、その事業収益によつての繰り入れ、負担というのが、なかなか難しい部分も見えてくるのかなと思っておりますので、そういったようなこと等も視野に入れながら、財源を確保していかなければならないというような考え方の中で、今、公共施設整備基金については、そういう考え方の中で積み立てをしているという状況にあるものであります。

いずれ、全体的に申し上げますと、そういう状況にあるものでありますから、公共整備基金につきましては、今32億ということですが、さらに積み立てをしていかなければ、安定的な財源の確保ということには難しいのではないかなという感じもしておりますので、引き続き、公共施設整備基金については増額をしてまいりたいと、このように考えているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

副町長、慎重姿勢の健全財政を堅持したいというような表現だと思っております。そ

のように理解はしております。

いずれ、大型事業等が目白押しに並んであります。これが終わったあと万歳するような財政運営ではあってはならない、このように思っております。決して財政運営には緩むことなく、今後も健全財政の運営には大いに意を注ぎながら運営をしていただきたいということでの私の質疑でしたので、よろしく、そういったようなことを意に対してやっていただきたいと思います。

それから、もう1点、9ページでございますが、教育費の教育総務費で、この中で、役務費で郵便料、僅か1,000円の予算計上ですね。補正予算でも、新規事業の場合もやむを得ないと思うのですが、1,000円程度の補正予算の部分については、こういったような計上の仕方、どのような形で計上になってくるものか、もしも、1,000円にこだわるのであれば、他の関連も全部そういったような、この科目整理をした上で補正をしていく必要があるだろうと、そういうような観点から質問しましたので、いわゆる予算を計上する場合の、やはり慎重さ、要求する方も、審査する方も、こういったような予算科目的な計上の仕方、私は分かりませんよ、どのような経緯でこのようになっているのか。こういったような予算科目的な部分であれば、補正予算の第1号です。当初予算であれば、まだ話は分かります。それからまた、最終補正であれば、また理解もできます。第1号でのこういったような部分、他課にも同じような事例があるのではないかなど思っておりますが、こういったような、どのような形での1,000円予算科目であったのか、どのような事情だったのか、お知らせをしていただきたいと思います。

併せて、全科目について、こういったようなあり方、計上の仕方については、財政担当の方からお聞きしたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

#### 教育委員会事務局教育次長（石角則行君）

ただいまの質問について、お答えいたします。

本補正予算の趣旨として、この事業は文科省によります、学校安全総合支援事業を受けまして、岩手県が文科省、国と契約をして、岩手県の岩手の復興スクール事業ということでお受けをして、そして、県と葛巻町、いわゆる市町村が契約を結んで、各学校での、このような復興スクールを開くという事業での予算措置でございました。

この実施要綱によりますと、予算の用途並びに管理につきましてということの制約につきまして、事業に要する経費を市町村で予算化する。その一部、全部は第三者に再委託することはできないし、学校における通帳管理は認められていないので、必ず市町村で管理することということから、町で、この内容を指定した、今年は小屋瀬中学校になりますが、本町では初めての取り組みの事業となりますが、やったところ、このような細かい事業となってしまいました。

通常、町で支出を伴うときは、その款項目を細目にわたってやらなければならないということから、1,000円の郵便料とはなっていたのですが、内容としては、その復興支

援、復興教育を学びに行くところへの通信ということで、郵便料、講師依頼、事業の依頼等での郵便料ということで、どうしても、そのような細かな細目の取り方という縛りがあったことから、このような予算の計上の仕方になってしまったということでございます。ご理解を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

経緯等については、今、教育次長から申し上げた経緯の中で、委託事業、あるいは補助事業、県への申請、実績報告等の関係で、このようにせざるを得なかったという事情でございます。

そもそも当初予算の予算取りという部分については、補助要綱、あるいは、特にも新規事業等については十分吟味して審査するわけですが、国、県の中でも当然その時点で決まっていない部分もございます。そういった部分で、今回、なかなか出るケースではないのですが、今回はやむを得ざる、こういう形にいたしました。いずれ、こういった細かい数字等について、7月補正等が出さないというか、計上しなければ、それは一番あるべき姿かとは思いますが、当初予算等でも十分、さらに一層、精査というものを意識して予算編成等をやっていきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、教育委員会の役務費、郵便料1,000円については、先ほどの答弁ですと、復興事業に伴う新規事業としての役務費として計上しましたというようなことで、理解してよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

そのようなことでございます。今、総務企画課長からも答弁ありましたとおり、新規事業ということから、どうしても、このような措置になったというものでありますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第19号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

(休憩時刻 10時58分)

(再開時刻 11時10分)

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第4、議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回は、田の沢に定住促進住宅の整備1棟のようでございます。この定住促進住宅につきましても、25年度から順次、整備になってきております。これまで整備されたところの入居状況をお知らせいただきたいと思っておりますし、また、田の沢定住住宅、これについては、町内中心地にあるわけでございますが、こういったような入居希望みたいな問い合わせ等の状況について、お知らせいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

総務企画課長。

#### 総務企画課長(丹内勉君)

まず、入居状況でございますけれども、施設別に申し上げますと、大城住宅が3世帯のうち2世帯入居、下町定住住宅が1世帯で入居、それから、今のは戸建てですけれども、

アパートタイプ型として、中村住宅が6世帯に対して6世帯が入居、五日市定住住宅も同じく6世帯全室に入居、小田定住住宅が6世帯中4世帯入居ということで、単身12世帯、家族世帯7世帯で、全部で22世帯中19世帯が入居してございます。

それから、田の沢定住住宅の入居希望ということですが、具体的な入居希望につきましては、問い合わせ等は何件かございますが、まだ入居募集もしていない段階ですので、入居したいという申し出をいただいているものはございません。

田の沢定住住宅、これまでは小田、五日市、中村と、中心部周囲の方に配置いたしまして、それぞれの地域振興という部分で整備してきたわけですが、ここに来て、中心部の方に住んでみたいというような声等がございまして、そういったような要望に応えるために、今回、中心部の方に整備したものでございまして、少なからず、今までの実績等から見ましても、定住住宅につきましては、いわゆるご好評をいただいております、それなりの入居率を確保できるのかなというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

入居状況をお伺いしました。今後においても、この定住促進住宅の整備は継続が必要だとお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

やはり、ひとつの移住・定住を進める上で、住居という部分が大きな要因でございまして、全国的には、こういった新しく建てるタイプから空き家住宅等ございます。うちの方、空き家等にも取り組んでいるわけですが、なかなか空き室の提供等が、需要に比べてままならない状態で、今後一層努力しなければならないというように思っておりますが、そういった中で、入居者の方々には、先ほども申しましたとおり、やはり喜んでいただいております、ひとつの大きな、うちの町のセールスポイントになっているというように考えてございまして、当面はこういった整備を進めるべきというように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありません

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第21号、葛巻小学校大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終了します。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、葛巻小学校大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号、葛巻小学校大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第22号、ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

お伺いいたします。

配布になっております議案資料を見ますと、今回のグリーンテージの改修工事では、その目的として、利用者数の増加を促進する改修工事を実施するというようなことになっております。いろいろな部屋も改修になるようですが、例えば、この改修工事での現

時点での実績から、どのような促進の目標値を持っているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

具体的な目標の部分につきまして、今、精査をしているわけではございませんで、3セクのグリーンテージの方の営業等の関係もございしますので、今、直接申し上げる資料等がございませんけども、考え方といたしまして、今回、例えば、改装等をやるわけですが、そのほかに厨房の増築、そういった部分についても、これから、去年、あるいは今年等から本格的に進めようとしております、スポーツツーリズムの推進、そういったことによる集客増等を見込んでの改修でございまして。そういった部分で、今後、第3セクターであるグリーンテージくずまきの方と、その経営方針と組み合わせながら、目標等を精査してまいるといふことで進めてございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大雑把のような感じですが、このようなグリーンテージの改修工事、この間の完成祝賀会もあったわけですが、押し並べて、さらに、こういったような改修工事等を含めたサービス、気持ちよいサービスの提供というような面では、さらに、この改修だけではなくて、人的なサービスの向上も、ぜひとも高めていただきたいと、そして、その利用率を高めていただきたいというのが願いでございまして、その点、サービスの向上というような面では、どのような接点を持っているでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

この整備に関しまして、最も、いわゆる重要視しなければならないソフト部分ということで、内部的、あるいはグリーンテージ等との打合せの中でも意思共有を図ってきたところとございまして。具体的には、例えば、協力隊の方でおいでいただいている者がホテルの営業、フロントのプロだったということで、そういった者を招いての社内研修とか、いろいろ細かなところではございまして、取り組んでございまして。そのほかに、内部の改善という部分でも、具体的には申し上げませんが、それぞれ改善を図っているということで、報告を受けてございまして。そういった部分で、町といたしましても、全国からお客様に来ていただくという観点で、グリーンテージとタイアップして、そう

いった研修、最も大事なところでございますので、積み重ねていきたいというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第22号、ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第23号、財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

袖山風車の関わりでございますけども、長年の袖山での風力発電、葛巻の振興にも、だいぶ貢献したかと思っております。月日が20年近く経っておりますので、老朽化もあるでしょうし、経営上についても、なかなか難しいというような中身になっているようにございます。お聞きしたいのは、譲渡後のエコ・ワールド会社の存在はどのようにしていくのか。そしてまた、袖山に、これまではシンボリックな風車でございましたので、これが、例えば、なくなったような部分では、袖山のシンボリックなものがなくなってしまう。そういったような、あとの管理といいますか、この袖山の、これまでのような観光開発等については、どのようなセッティングをしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

お答えいたします。

風力施設の撤去後の状況でございますが、ひとつは、施設を継続していく形になった場合には、東北電力で、現在の施設からの電力はF | T制度満了後は買い入れしない形になりますので、もし、事業を継続するといった場合には、新たな電力を購入する電力会社さんを探さなければならない状況になります。

それで、今回、株式をエコ・パワーさんに譲渡した場合に、エコ・ワールドくずまきはエコ・パワーさんの100パーセントの子会社の形になりますので、エコ・パワーさんでは、現時点では新たな電力の購入先を、できれば継続、できる限り継続できるような方向でということで、新たな事業、電力を購入する事業者さんを探しているという状況とは伺ってございます。ただ、今の時点での買い入れの価格が、F | T価格よりもかなり安い価格での買い入れになるというようなことでの見込みというような形になっていきますので、事業をF | T満了後も継続することは、かなり難しい状況ということで伺っておりますので、来年8月が袖山の施設のF | Tの買入時期が満了となる時期なわけですので、現時点では、その満了したあとは撤去することになる方向になるものと認識しているところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

お答えいたします。

風力発電施設の撤去後の利用計画についてでございますが、これにつきましては、これまでも、先ほどお話ししております、無償譲渡になる場合の親会社であります、エコ・パワー社の方として、今後、袖山地区につきましては、風力発電施設の有力な、風況等からした場合に有力な地域であるということで、前から風況調査をしながら、そういう状況はありまして、この撤去後等々につきましては、風力発電施設の整備につきましても当初計画があったところではありますが、そういう中で、これまで風況調査の中で、併せて、環境アセスメントの調査等もしてまいりました。そういう中で、イヌワシの営業地としての確認がされたことによりまして、その計画が現在止まっている状況にあるものであります。といいますのは、そのイヌワシの営業地の対応をどう進めていくかということ等が求められている部分であると、このように伺っておりますが、そういう中で、どうしても、その対策として少し時間がかかるというような部分もございまして、併せて、また、範囲を見ますと、結構そういう範囲が何カ所かに、そういう箇所が見受けられるということ等もございまして、現段階では、広く、そういう導入をしていくということは、かなり難しい状況にあると、このように認識しております。

そういう中に、今、町としての、そういう状況を踏まえながらも、今後、売電を目的とする施設ということではなくて、町民に還元できるような、そういうシンボル施設としての役割を果たしながら町民に還元できるような、そういう施設等をできないものか、

そういうことを検討しておりますが、そのひとつに、町有のそういう施設としての計画と申しますか、供給、そういう整備等につきましても、いろいろと検討をしているところであります。

いずれ、これまでのような、上外川地区のような大規模な風力発電施設というのは、そういう状況等から、かなり今は難しい状況にあるということでございますので、町として、現在の規模程度の出カ等々も勘案しながら検討してまいりたいと、このように考えているものであります。そして、これらが、やはり町のこれまでの、平成11年の6月から稼働してきた風力発電施設、あるいは環境に関わる、環境を保全する、そういう町としてのシンボルとして、ここまで参りましたので、できるだけ、そういう環境が整えばいいという考え方の中で検討をしておるところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

中身については分かりましたけども、こういうような風力発電の場合は特に、着工する当時の20年前は非常に活気があって、パワーがあって、ものすごい町の勢いも感じられたわけですが、いざ20年経過して、このように町も無償譲渡になるというような、非常に寂しい感じがするわけです。機械ですから、そのような宿命にあるわけです。こういったようなものに似たようなものとしては、上外川の風力発電も20年、同じような形が言えるかと思っております。そのためにも、ここで、袖山の部分をしっかりと、この方向性を見出しておかなければ、また上外川の部分でも同じような、二の舞になるというように私は思うのであります。

そういったような中で、町長もこれにはだいぶ力を入れて、今、上外川の方には風力を増強しているわけでございます。袖山の部分で、町長からお伺いしたいと思いますが、やはり風力がなくなったあとの魅力ある袖山の観光継続というような観点では、先ほど副町長からお聞きはしましたけれども、町長もそれなりの構想を持っているかと思っておりますので、もう一度、町長自身の構想をお聞かせいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

町長。

#### 町長（鈴木重男君）

袖山風力発電施設のその後について、町長の考え方というお話であります。

袖山の風力発電施設、平成11年に売電を開始しております。その後、上外川は平成15年であるわけでありまして、それからまた、第2期工事、現在、建設中のものもあります。これは、やがて現在の上下外川の風車も同じような結果になるのではないかというお話であります。そのようにはならないものと私は思っております。売電単価が大

大きく違います。袖山は、いわゆる一番良いときで11円50銭で、儲からない時代に国からの補助をもらって、そして、建設をしたわけではありますが、現在はF-T制度に移行しまして、そして、売電単価を大幅に上げ、その代わりに国からの補助はなくて、それで収支が取れるような状況でありますので、現在のF-T制度がこのままある限り、20年間で必ず収支は合うはずでありますので、それ以降のものは大丈夫であろうというように思っているところであります。平成11年に送電、売電を開始をし、その後、累積の赤字が2億程度なわけではありますが、これも、町としてはシンボリックな、シンボルタワーのシンボリックな役割を果たしたことで、それから、全国に先駆けての山村の持っている力というものを示してくれた3本の風車であったなというように思うわけあります。そもそも電気だけを生産し、売電をし、収入を得るといのは厳しい状況にあったものでありますし、その後、11円50銭から始まって下がっていくことも分かっておったわけありますから、やはり、この計画どおり、予定どおり発電をして、ちょんちょんなはずでありますので、こういった結果にならざるを得なかつたらというように思います。

今後におきましては、これまで果たしてきた役割も考えながら、今後、今、いろいろな地域で設置しているような大型の風車を建設したらというようにも思っているところであります。大型の風車を建設をし、そして、それが町民に直接、実感のあるような形で還元できるような方法があればいいなというように考えておるところであります。しかし、いろいろな問題もありまして、送電線の課題もありますし、それから、環境アセスのクリアの件もあるわけあります。いずれ、少し時間はかかるかもしれませんが、新たな形で、町主導で考えてまいりたいと、そのように思っているところであります。今後、議会の皆さんも含めて、我々もより一層いろいろな情報収集をしながら、より良い形で、あの地域を今まで以上に大きな役割を果たす袖山にしたいと、そのようにも思っているところであります。よろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、町長おっしゃったように、尻つぼみにならないような形で、ぜひ我々も一生懸命動きたいとは思いますが、ぜひ、そのような方向で、大きな、あそこで葛巻がエネルギーを第一歩もらっておりますので、それに引き続き、パワーをつけさせて、あそこの観光開発などをやっていただければ有り難いと思いますので、これは、あくまでも要望事項でございますけれども、そういったような施策を、ぜひ進めていただきたいということで、終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号、財産の無償譲渡に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号、財産の無償譲渡に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、認定第1号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

質疑ということではなくて、関連で、3月議会ではなかったかなと思っています。その中で、飲み水のことについてお話したと思いますけども、その点については、どのように進んでいるのか、お願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

#### 病院事務局長（松浦利明君）

3月の議会の後、新年度になりました。院内の医療の質向上委員会という委員会がありまして、院長、総師長をはじめとして構成員になっているわけですが、ウォーターサーバーの設置について協議いたしました。その結果、従来どおり、安全性の問題だとか、そういうことで設置しないことで、ラウンジのところにある給湯室、水道がありますので、それらを利用していただくというようなところで、病院としては、そのような方向を進めたいということで、そうなっているところでございました。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

この前の話では、町長も進めると、そして、局長も進むということで、進んでいるのかなと思っていますけども、私も病院に行きますが、さっぱりなりそうもないということで、自分たちの考えで、なる、ならないではなくて、その安全面を考えて、水道の事業者とも、こういうものでやりたいのですけどもという調査はしたのか、しないのか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

設置型のウォーターサーバーについては、ちょっと、これまでどおり厳しいということなのですが、今、世の中に、ペダルを踏んで水が出るような給水器といいますか、コップを使わないで飲むような方法があるのですけども、そういったものも検討したのですけども、それについては、院内のどこかに水道を引っ張って、さらには排水も設備しなければならないということ水道屋さんには言われておりましたので、それらについて、実際できるかどうかということは、もう少しお時間をいただきながら、検討を進めていきたいというような現状でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

もう少し、もう少しして約3カ月半、約、日にちにすれば100日くらいなっているのですけども、それは、昨年度のもう少し早めにも、そういうような話をしておりましたし、患者さんに対しては、今、町としても暑さ対策を考えているのでしょ。病院に来る人たちは、絶対元気では来ないのですよ。ですので、もう少し、ここで約束した部分については、どのように考えているのか聞きたいと思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

病院で、帰って検討したいというようなところで、3月はお答えしたところですが、その後、検討した結果、先ほど申し上げたとおりだったというようなことで、その後、そういったものではない方法もあるのではないかとということを検討しているという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

## 姉帯春治委員

まず、昨日、今日の話ではなくて、検討、検討で流していると思いますけども、テレビを見ている町民の皆さんが、今度から冷たいお水を飲めるのだなと言ってくれた方が多数います。そういうことで、私としては、ここの議場の中は、ひとつは、町民に対しても、今、テレビが入っていると思いますけども、約束の場所ではないかなと思っています。そして、町長もやるというような話を聞いております。そこに対しては、副町長どのように考えていますか。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

今、事務局長の方から答弁申し上げたわけでありましたが、病院を管理する立場として、病院長をはじめ、そのほか、その医療の向上の委員会ということも設けながら検討してきてもらっております。その中で、安全管理面、あるいは衛生管理面等々を踏まえながらの病院としての現段階での対応等を答弁しているわけでありまして。そういう中で、さらに、今、具体的に進めていくための、先ほどありましたが、ペダルを踏んで直接水を飲むというような部分を、さらに検討しているということでありまして。少し、そういう面では、おっしゃるとおり、時間もかかっているわけでありまして、そういう安全管理、あるいは衛生管理という観点からの視点でのこと等を踏まえながら、今、さらに直接的に水を飲むような手法ということで、先ほど話がありまして、それらを含めて、さらに検討をするということでありまして、早めに検討をしながら、患者の皆さんの要望といえますか、これにも、そういうクリアをしながら答えていけるように、これは進めていかなければならないと、少し時間がかかっているという中で大変、さらにということに恐縮ではあります。そういう事情であるということをご理解いただきながら、よろしくどうぞお願いしたいと、このように思います。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

## 姉帯春治委員

まず、もうひとつは、さっきの、ここの場所をどのように考えていますかということ、ひとつお願いします。ここの場でお話したことは、みんなでテレビを見て聞いていると、その部分を簡単に、もし、ならないのであればならないと、こういうようなことで遅れているということの説明をしていただきたいし、または、時間はかかるけども進めていくというのであれば進めていくという、この約束をする場所ではないかなと思います。私はそう思っていますが、この点については、副町長どのように考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

3月の議会で、先ほど委員さんからご質問ありましたような趣旨の中で、そのご質問をいただき、その対応については病院側とも協議しながら、その実現に向け努力したいというような答弁をさせていただきましたが、先ほど申し上げましたような事情等がございましたので、そういう中で、少し時間がかかることではあります。さらに、今、具体的実施の方法としては、ペダルを踏んで水を飲めるような、その形を検討しているという状況にございますので、その3月の議会の答弁の趣旨に沿った形の中で町の方としても対応していくという考え方の中で進めているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

おそらく、すぐに暖かくなると思います。ですが、やはり、そういうように遅れていたら、町民に対しても、お願いがあると、飲み水は持ってきてくださいと、そして、忘れてきた方々には、その約束もしていますし、売っている500ccでもいいから、自由に飲めるように、できるまで出すべきだと思いますが、副町長、どのように考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今の提案も含めてであります。病院の方から、さらに、この分も含めまして、検討、協議をさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

最終的には、寒くなればお茶、暑くなれば冷たい水が飲みたいのが患者さんでございます。それに、まだやれない、まだやれないって、もう3カ月半も経っているわけですので、早めに、そして、遅れているなら遅れていたなりの回答があるのではないかと思います。私から言われなくても、自分の方から、こういうことで遅れていますよと

いうことにして、町民の方々から理解を得なければならないと思いますが、まず、これについてはいいのですけども、できるだけ早めに、そして、やっていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私から、決算書の13ページでお伺いいたしたいと思います。

13ページはキャッシュ・フローのページです。このキャッシュ・フローでございませうが、病院会計のお金の流れを見極めると、それで、病院の経営状態を見極める書類というように思っております。それで、このように三つのキャッシュ・フロー、業務活動、投資活動、財務活動、三つのキャッシュ・フローがあるわけですが、葛巻病院が健全に経営というような場合になる場合の、この三つのキャッシュ・フローの最も理想的な状態はどのようになれば、病院の経営が安定したことになるのでしょうか。こういったようなことでのキャッシュ・フローの見方もあろうかと思っておりますので、お考えをお伺いいたしたいと思っております。現在は、業務活動はマイナスです。投資活動もマイナスです。財務活動はプラスになっています。こういったようなマイナス、プラス、こういったような部分がどのように動けば、健全な、最も理想的な状態になるのか、お知らせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

キャッシュ・フロー計算書につきましては、当期の純損失182,000,000円、これが、どのような中身かというようなところなのですが、基本的に、前期の貸借対照表と当期の貸借対照表の比較を基本として、このような表を作っていくという基本的な流れでございませう。それで、182,000,000円のマイナスが出ていたのですが、現金自体は50,000,000円の減ですよということになっているものでございまして、基本的には、当期の純損失が上向くと、業務活動がプラスになるだろうということが思われますので、業務活動のところプラス方向に向かうことが重要なのかなと思っております。

それから、もうひとつは、資金のところ、現金が、貸借対照表、損益では現金を伴わない支出とかもあるので、こういうことになるのですが、できれば、その現金が変動しないといえますか、減らないことが適切なキャッシュ・フローではないかというように考えているものでございませう。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

このキャッシュ・フローですが、このように非常に大事な書類を提出していただいて、まず、我々がこれを理解することが極めて大事なことなわけでございます。貸借対照表とか損益計算書、このキャッシュ・フローが三つの一番重要な企業会計での書類と言われているわけです。今、詳しくは説明をいただけませんでしたけれども、私が知っている範囲では、この業務活動にあるキャッシュ・フローの部分は、これはプラスにならないといけないのではないかと、それから、投資活動についてはマイナス、それから、財務活動についてもマイナスにならないければ、この理想的な状態とは言えないというように私は思っておりますので、こういったようなことが非常に貴重なキャッシュ・フローの見方ではないのかなと、私はそのように思っておりますので、こういったようなことも含めたような、やはり病院会計の運営、この経営をやっていただければ有り難いなと思っておりますので、これは参考までに、私はあくまでも、そのように思って、見ておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、改築後でございますが、7カ月間経過しまして、その後、入院、あるいは外来患者数等の関係と直結いたします収益的収支、これが非常に関わってくるのではないのかなと思っております。この入院、外来とも、医師、看護師、あとは病院の技術職員の方々との連携も非常に大事でございますけれども、この入院、外来患者数と収益的収支の動向については、7カ月後、それから、今シーズンに入って、どのような動向になっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（松浦利明君）**

病院の患者数につきましては、昨年度の部分につきましては、2月、3月のところが増加、やや増加というようなことだったのですが、新年度になりまして、前年度と比べて、やや少ない状況で推移しているという状況でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

若干落ちていくというようなお話ですが、そうしますと、新しい病院になっても、ベッド数なんかは少なくなりましたよね。その入院率とか、そういうようなもの、今年度も厳しい数値が出てくるなという予想なのですね。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（松浦利明君）**

このままでは、なかなか厳しいということが予想されますので、これから病院としても様々な工夫をしていかなければならないというように考えているところでございます。ひとつは、入院患者の部分でございますけども、やはり大きい病院に行った患者さんが戻ってきていただくというようなところでの体制を強化しなければならないというようにございまして、入院体制を整えるような、地域連携室のようなところを整備しながら、ほかとの病院との連携を深めて入院患者を増やしたいということで、今、病院内で検討しているようなところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

そうしますと、収益的収支等については全く見通しが見つからないというような言い方をされても仕方ないですね。内部検討も進めるというようなことですが、こういったようなものをきっちりしながら、病院経営のサービスを向上させていただきたいという、町民の方々はそう思っていますので、そういうような方向で頑張ってもらわなければならないと思います。それから、なかなか経営が厳しいというような形になりますと、経営安定化対策にも影響が関わってくるものと思っております。この決算書で見ますと、まず、昨年1億円ですよ。あまり赤字を増やさないための一般会計からの繰り入れというようなことになってくるわけですが、そうしますと、1億円以上の支援が、今後もまた必要になってくるというようなことが言えるでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（松浦利明君）**

30年度は、その部分につきましては、当初予算で75,000,000円みているものでございまして、これにつきましては、それ以上増額しないよう、病院としては様々な対策をとりながら、努力していきたいというように思っておるところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

それでは、75,000,000円以上の出費はないというような頑張りというようなことで、すから、期待していますから、また来年の決算の際には同じような意見が出ると思いますので、内部検討を早急に進めて、その期待に応えていただきたいと、そのように思っ

ています。

それから、もうひとつお伺いしたいことは、23 ページのところに退職手当の引当金の61,000,000円が出ております。この中身は前にも審議したかと思っておりますが、今回、これが引当金に計上された理由を、戻し入れになった理由をお知らせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

退職手当引当金といいますのは、公営企業会計の制度が変わって計上されたものでございましたけども、年度末の時点で全職員が退職したと想定して、それに対応し得るだけの引当金を積んでおきなさいというような趣旨なのですけども、それを計上したのが平成27年3月31日ということございまして、平成30年3月31日、29年度の末で計算したところ、339,000,000円ほどを一旦積んだのですけども、それが、退職があったときに、ちょっとずつ減ってきたのですけども、今回、改めて計算したところ、多かったということで、戻しましょうということで、戻したというのが内容でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第1号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

（休憩時刻 12時02分）

（再開時刻 13時10分）

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第9、認定第2号、平成29年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

水道事業会計、企業会計に移行してから1年経ちました。大変ご苦勞様でした。会計のみならず、企業意識で働くことが当然なわけですが、この一年間を通じて、企業意識がどのように芽生えてきたのか、その内容について、芽生えた成果、あとは課題、もし、ありましたら、お知らせいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課水道事業所長（和野康弘君）**

お答えいたします。

平成29年度から公営企業会計に移行いたしまして、まず、一年間なんとかやってきたという状況でございます。これまでは、意識としましては、使用料金を住民の方から、利用者からいただきまして、滞りなく、なんとか事業の方を進めていくという気持ちだけで、まずはやってきたわけですが、ここまで、限られた水道料金とか、そういった部分をいろいろ考えてみて、どういように修繕を行ったらいいかとか、あるいは今後の計画というものを、きちんと精査していかなきゃいけないとか、あとは、一番重要だったのは資産の管理というものをきちんとやっていかなければならないということで、そういった部分での実際にやってみての意識づけといたしますか、そういった部分が、すごく身にしみて感じられた1年だったと思います。あとは、どうやって費用の部分を削減していったらいいかということで、これまでも懸案でありました漏水が今まで多かったわけですが、これらを早期に少なくすることによって費用をいくらかでも削減していくというところを実感している次第でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

ありがとうございました。

この一年間で、だいぶ意識も変わって、そのように受け止めました。さらに、今後、そのような意識で頑張っていたいただければなと思っているところでございます。

次に、19 ページの江川地区の水道整備事業でございます。何回も現地も見させていただいております。順調な進捗率かと思いますが、29年度末での進捗状況、それから、30年度で一応終わる見通しだったわけでございますけれども、30年度ではどのくらいいくのか、そしてまた、完成年度はどのような形でずれ込んでいくのか、その状況についてお知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課水道事業所長（和野康弘君）

お答えいたします。

29年度末での進捗状況でございますが、現在、29年度末で約70パーセントの進捗状況でございます。どうしても、これまで、国庫補助事業でやっておりますので、国の予算の配分等々が少なかったり多かったりという年度がまばらでございました。そういったことから、現在も繰り越した事業の方の工事を進めているわけではございます。目標としましては、予定どおり今年度完了を目標に現在進めている状況でございます。ただし、どうしても台風10号の災害の工事と重複といいますか、工事でちょっと工事車両が通行できなくなるケースが出てきたりとか、そういったケース等々もございまして、現在、そういったところを調整しながら、なんとか30年度に完了する方向で、なんとか現在は進めている状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。いろいろなアクシデントがない限りは今年度中に終わると理解していいですね。そういったような特殊事情があれば、あるいは31年度にずれ込むこともあり得るといような形でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それから、20ページ、業務の状況がここに記載しております。普及率で、29年実績で94パーセントになっております。あと6パーセントの分は、地区的にはどのような地区、あるいは、どのような理由で、あと6パーセント分が不足しているのか、このあと鈴野と宇別の給水施設の整備の陳情の審査にも影響いたしますので、あえてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課水道事業所長（和野康弘君）

水道の未普及地域の状況でございます。94パーセントということで、大半のところ

で水道は普及しているわけですが、未普及地域としましては、吉ヶ沢の一部の地域、あとは土谷川地区の一部の地域、あと、上外川地区、赤井田地区、あとは、ちょっと細かいところがいっぱいありますが、ちょっと点在している集落のところが水道の未普及地域という形となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、今、お伺いしたのは、吉ヶ沢地区の一部とか、土谷川、上外川、赤井田、世帯数にすれば大体、何世帯くらいに相当しますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課水道事業所長（和野康弘君）

すみません。現在、手持ちの資料としまして、世帯数まで把握しておらなかったのですが、3月31日現在で、未普及の人口が375人というように捉えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回、鈴野、宇別地区、13世帯の陳情書が出ているようですが、この部分は、今、自家給水というようなことのようにですが、これは、これには入っていないのですね、入っているのですか、実績の中に。あれは町のものではないので、たぶん入っていないかとは思いますが、もし、仮に今回これが採択され、整備されますと、この分はだいぶ改善されるのではないかなと思うのですが、その事情についてお知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課水道事業所長（和野康弘君）

今お話がありました地区については、水道の普及率には入っておりません。未普及ということでの扱いとしております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、入っていないというようなことになりますと、これが採択され、施設整備がなされれば、当然にこれが普及率の方に影響してくるというような理解でよろしいですね。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課水道事業所長（和野康弘君）

そのとおりでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号、平成29年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第2号、平成29年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10、同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第11、同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第12、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第13、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第14、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

は、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 15、同意第 7 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第 7 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第 7 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第 7 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 16、同意第 8 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第 8 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第 8 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第 8 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 17、同意第 9 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第9号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第9号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第18、同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで、当局の方々は、退席していただいて結構であります。

ここで、暫時休憩します。

(当局退席)

(休憩時刻 13時30分)

(再開時刻 13時32分)

### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

会議を再開いたします。

次に、日程第19、請願第1号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願についてを、議題とします。

はじめに、請願書の朗読を求めます。

議会事務局長。

### 議会事務局長（触沢誉君）副

それでは、朗読いたします。

この請願は、平成30年5月10日付けで、一般社団法人岩手県タクシー協会、小野幸宣会長から提出されております。

請願第1号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願。

要旨、政府が進めているライドシェアの導入に反対し、安全・安心な地域公共交通としてのタクシー事業を守る諸施策を推進するよう、日本国政府に対して意見書を提出されますよう請願いたします。

理由、政府は、平成28年7月、内閣官房1丁総合戦略室に、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめました。そして、規制改革推進会議においても、需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備についてをテーマに、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェア、無資格自家用車有償輸送の本格導入に向けた検討を進めています。

ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、①普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされ、利用客の安全・安心が脅かされること、②地域における鉄道や既存の路線バス・タクシー事業ならびに貨物輸送を崩壊させること、③需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であること、④特に女性・高齢者の夜間利用が不便になること、⑤事業主体、プラットフォームは一切運送に関する責任は問われず当事者、ドライバーと利用客間での紛争解決となること等、多くの問題点が識者からも指摘されています。

また、ライドシェアは、Uberなどの自動車配車アプリを利用しますが、事故の補償、暴力や暴行事件、運送対価等のトラブルについて、ドライバーと利用客間の問題とされており、さらにはUberに登録するドライバーとUber社との雇用関係の有無や地位確認などで集団訴訟を起こす等の問題も惹起しています。

すでに、わが国でも一部の都市において、Uberは試験的に導入されていますが、上記のように多くの問題点を有するライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全・安心が担保されない事態が常態化するおそれがあります。

また、Uberは、欧米や中国などを中心に急拡大していますが、一方、サンフラン

シスコでは地域最大のタクシー事業者であるイエローキャブ社が倒産に追い込まれる事態となっています。もし、ライドシェアが日本全国に進出すれば、国内タクシー事業の産業基盤が奪われるばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥ることは火を見るより明らかです。

特に、タクシーに限って言えば、介護や通院、買い物の足など、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、日常生活を送るためには欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関です。このように国民にとっても安全・安心かつ快適・便利な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、少子高齢化が一層進む中、地域におけるきめ細かなタクシー事業の重要性は今後ますます高まることが予想されます。

世界一のサービスと安全・安心を誇る日本のタクシー事業の現状を鑑みれば、国内的には、ライドシェアを導入するのではなく、国際的にも良質で安全なタクシーを、これからも守っていくことが肝要であると考えます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、次の事項について、日本国政府に意見書を提出していただきますようお願いいたします。

- 1、国民の安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 2、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適性化・活性化を推進するための諸施策を講ずること。

以上でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長からの朗読が終わりました。

次に、紹介議員から本請願についての意見を述べていただきます。

8番、辰柳敬一議員。

#### 8番（辰柳敬一君）

請願について、私が紹介議員となりました。いろいろ検討させていただいたわけですが、懸念されたのは、いろいろなものが制約されて、特にも、こういう田舎では馴染まないのかなということでも検討させていただきました。しかし、いろいろ内容を聞きましたところ、すべての自家用による運送等も、それぞれ許可等が必要であります。で、ありまして、無秩序に自家用車でのいろいろな、今回、安全であるタクシーであるとか、そういったものが影響され、特にも田舎では、そういったものへの影響が大きくなって廃業に追い込まれる事態も想定されますので、ぜひとも、この意見書を皆さんに賛成をいただいて、提出をしたい、このように思います。よろしく申し上げます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ただいまの紹介議員の意見陳述を踏まえ、本請願に対して、委員各位から意見を伺いたいと思います。ご発言の方、お願いしたいと思います。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

まず、添付資料等を見た部分でも、いろいろな他町村の状況等も入っておりますし、それから、いろいろな資料が添付になっております。こういったようなことを読ませていただきますと、ただちに採択に入ってもよろしいのではないのかなという感じがしますので、私の意見です。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は、起立によって行います。

請願第1号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願については、採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第1号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきと決定した、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願に関し、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

これから、追加日程及び発委案を配ります。

（追加日程及び発委案配布）

追加日程第1、発委第1号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出についてを、議題とします。

発委第1号について、朗読を求めます。

議会事務局長。

#### 議会事務局長（触沢誉君）

それでは、朗読いたします。

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。そして、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し、安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全・安心が担保されない事態が常態化するおそれがあり、また、日本全国に展開されれば、国内タクシー事業ばかりではなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

特に、地域交通の大動脈として存在する鉄道やバスに対し、タクシー事業は、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、介護や通院、買い物など、地域で日常生活を送るために欠かせないきめ細かなドア・ツー・ドアの公共交通機関である。国民の安全・安心かつ快適・便利な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、少子高齢化が一層進む中、地域におけるタクシー事業の重要性は、今後ますます高まることが予想される。

よって、国においては、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、ライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適性化・活性化のための施策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書提出先でございますが、内閣総理大臣、安倍晋三殿。総務大臣、野田聖子殿。国土交通大臣、石井啓一殿。内閣官房長官、菅義偉殿。内閣府特命担当大臣、梶山弘志殿。衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、伊達忠一殿。

以上で、朗読を終わります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長からの朗読が終わりました。

委員各位からご意見を伺いたいと思います。ご発言の方をお願いいたします。

柴田委員。

柴田勇雄委員副

これについては、ご異議ございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

そのような意見をいただきました。

お諮りします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りいたします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、17日の最終本会議に委員会発議することに決定いたしました。

次に、日程第20、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願についてを、議題とします。

はじめに、請願書の朗読を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長（触沢誉君）

それでは、朗読いたします。

この請願は、平成30年5月31日付けで、岩手県原爆被害者団体協議会ヒバクシャ国際署名をすすめる岩手の会、伊藤宣夫会長兼代表から提出されております。

請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願。

請願の趣旨と理由、昨年7月7日、核兵器禁止条約を交渉する国連会議は、核兵器禁止条約を国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択しました。人類史上初めて「核兵器のない世界」への歴史的一步を踏み出したのです。しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国の日本政府は核保有国と歩調を合わせ参加しませんでした。このことを、私たち広島・長崎の被爆者は、恥ずかしく、悲しく、怒りをもって迎えました。

条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法にてらして、その違法性を明確に述べています。さらに、広島と長崎の被爆者に言及し核兵器廃絶の必要性を明確にしました。

条文第1条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、

生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されています。第4条では、核兵器国や核の傘の下にいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくっています。

9月20日から条約の署名が国連本部で始まり、これまでに58カ国が署名しました。

さらに12月10日には、条約採択に向けた国際的運動を評価して「ICAN、核兵器廃絶国際キャンペーン」にノーベル平和賞が授与されました。

南北朝鮮首脳会議、米朝首脳会議など朝鮮半島の非核化、北東アジアの平和の課題も核兵器禁止条約の枠組みですすめることが求められますし、核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている中だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、日本政府がすみやかに署名し、国会での批准を経て条約に正式に参加することを強く求めます。

以上の趣旨に基づき、下記事項について政府及び関係機関に意見書を提出するようお願いします。

- 1、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。
  - 2、衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。
- 以上でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長からの朗読が終わりました。

次に、紹介議員から本請願についての意見を述べていただきます。

8番、辰柳敬一議員。

#### 8番（辰柳敬一君）

ただいま、局長から読み上げていただきましたが、やはり世界の唯一の被爆国として、そして、先の福島原発事故等々を踏まえましても、やはり日本が参加をすべきであると、このように私は考えております。皆様の賛成をお願いしまして、紹介議員の説明といたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ただいまの紹介議員の意見陳述を踏まえ、本請願に対して、委員各位からの意見を伺いたいと思います。ご発言をお願いいたします。

山崎委員。

#### 山崎邦廣委員

ただいまは紹介議員からの説明がございました。そのことに関しまして、もう少し、できることなら詳しくお聞きしたいと思います。と、申しますのは、以下ご説明を申し上げますが、まず、間もなく8月6日と9日がやってくるわけでございます。この核兵器の悲惨さにつきましては、日本の国民一人ひとりがよく知るところでございます。さらに

は、先ほど事務局長からの朗読にありました請願の趣旨と理由につきましても、十分すぎるほどに納得、理解をしているところでございます。そこで、さらにと申しますか、地球上に、現実といたしまして15,000発以上の核兵器が存在するとも言われております。この核兵器禁止条約に関しましては、内容についても素晴らしいと思うのでありますが、この条約に対しまして核保有国、それと、NATOに加盟している国々、それから、現実には国を守るために、その核兵器の存在に防衛の一端を依存している日本なども不参加をしている現状にあります。その日本ではありますが、過去23回以上と記憶しておりますが、国連に対しまして、核兵器廃絶の決議案を出しておるわけでございます。日本国の現状は核兵器を保有している国、そして、核実験をしている国、9カ国あるわけですが、その3分の1が日本に接しているわけでございます。日本の国民を守る、そして、その主権を守る、日本の領土、領海、領空を守る、その日本の防衛は、通常の兵器に合わせまして、冒頭に申し上げました、核保有国の恩恵に浴する部分、あるいは頼らざるを得ない現状にあると思います。まさに、この日本国を守る、国民を守る、そして、その主権を守る、領土、領海、領空を守る、それは、まさに国会議員の努めではないかと思えます。そこで、町議会からの請願というところになります。その日本国の置かれている現状と、そして、今回の請願との関わりのところをもう少し、可能であれば、紹介の議員の方より、もう少し踏み込んだ説明をいただければなと思えます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員からは、もう少し具体的に説明をいただきたいということでございます。辰柳議員、いかがでしょうか。どうぞ。

#### 8番（辰柳敬一君）

ただいまの山崎委員さんの日本の防衛に関わる問題については十分、私も理解をするものであります。ただ、先の福島原発事故、あるいは終戦時の広島、長崎への原爆の投下というのは、これは非人道的であり、あるいは福島原発事故にあっても、何百年と続いた故郷を追い出されるというような大変悲惨な、しかも、その責任は誰もとろうともしないし、そういった状況であります。で、ありますから、唯一の被爆国である日本が、そういった経験をもとに、あるいは日本という国は、世界から見ましても大変公平であり、信頼をされる国のひとつであるというように思っております。ですから、批准をして、ぜひとも核のない世界への実現を図ってもらいたいと、私はこのように考えておりますので、ぜひ賛成をしていただいて、意見書の提出をしていただきたい、このようにお願いを申し上げます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

このことに関しまして、県内の各市町村議会の動向も、ちょっと、もし何かの資料があれば、6月議会でだいぶ進んでいるのではないかと思いますので、参考までに資料が、もし、揃っているのであれば、お知らせいただければ有り難いと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

今、局長から聞きました。6月議会で3市町。

**議会事務局長（触沢誉君）**

申し訳ございません。

県内の市町村の議会の動向でございますけども、3市町ほど、これについて否決をされているところもありますし、まだ請願が出ていないところが、私ども葛巻町を含めて2町村あったといったような状況でございます。その他の町村につきましては、すべて採択といった状況でございました。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

改めまして、皆様方からご意見を頂戴したいと思います。このことにつきまして、ございませんか。

山崎委員。

**山崎邦廣委員**

ただいまの事務局長からの説明で、県内の議会、市町村議会でしょうか、先ほどの。否決もあったということですが、何かその辺の具体的な事情といいますか、理由といいますか、そういったところは何か入手はできていないでしょうか。

**議会事務局長（触沢誉君）**

その具体的な内容につきましては、まだ入手している状況ではございません。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ほかに、ご意見ございませんか。

山崎委員。

**山崎邦廣委員**

先ほど、はじめに伺いましたのですけども、まさに思いは同じでございます。ただ、申し上げましたとおり、様々な状況や核廃絶の取り組み、いろいろな経緯の中で、国会議員、国会、あるいは政府の対応していることでございますので、もう少し詳しい経緯、この請願に対する経緯やら、それから、近隣の状況をもう少し詳しく把握した方がいいのではないかと、申し上げましたとおり、核兵器は絶対なくする、同じ考えであります。そして、さらに、それに向かうための取り組み、政策ですか、それを国が行ってきてい

る現状でございますし、もう少し、この請願が実りのある結果となるために、もう少し情報を集めてから請願を行ってもいいのではないかと、こういう考えも持つものであります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員さんからは、もう少し、そういう具体的な中身、資料、そういった、もう少しということでございますので、継続調査が必要ではないかというような趣旨の意見でございました。

皆様方、そのほかに、ご意見ございませんでしょうか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

このような意見書ですが、できれば全会一致のような感じで、意見書とか、採択に向けた努力が必要だろうなど、このようにも思っております。それで、今、山崎委員からも発言がありましたような、もう少し吟味したらどうかというようなご意見等も、ある意味では尊重することも大事ではないのかなど、ここで一気に採択というような形には難しいような感じがしますので、継続審査というようなのが一番、現時点では妥当なような感じがしますので、お諮りいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員さんからも、そのようなご意見が出ました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りいたします。

本請願については、なお、調査を要することから、9月定例会議までの継続審査としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願については、9月定例会議までの継続審査といたします。

お諮りいたします。

日程第21、陳情第8号、吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備についての陳情書及び日程第22、陳情第9号、吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備についての陳情書の2件については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、陳情第8号及び陳情第9号を、一括議題とします。

陳情書の朗読を求めます。

議会事務局長。

**議会事務局長（触沢誉君）**

それでは、朗読いたします。

この陳情は、平成30年6月8日付けで、吉ヶ沢自治会、中家重夫会長から提出されております。

陳情第8号、吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備についての陳情書及び陳情第9号、吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備についての陳情書。

1、陳情趣旨、吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」及び「宇別地区」の生活に必要な飲料水については、世帯の各々が地下排水の汲み上げ、あるいは沢水の導水などにより生活用水を確保してきたものであります。しかし、近年、地区周辺の山林においては樹木の伐採適齢期が訪れ、各所において伐採が進み、水源涵養機能の低下により、地下水の不足や沢水の枯渇などが著しく、生活用水の確保に苦慮している状況であります。ある世帯では、地下水の水量不足から、新たな水脈確保のため80メートルまでボーリングし、多額の経費負担を投じるなど、今後の安全で安心な生活環境の確保に鑑みると、安定した生活用水の確保について地域住民一同、切に望んでいることから、水道給水施設の整備を陳情するものであります。

2、陳情概要、①鈴野地区の世帯数は8世帯、宇別地区の世帯数は5世帯ですが、それぞれの世帯が個々に生活用水を確保している状況であることから、新たな給水施設の整備により一括した供給をお願いするものであります。

②水道供給方法については町に一任することとし、施設整備において必要となる用地及び支障となる物件等の移転については、無償として提供することといたします。

③整備後においては、葛巻町の水道供給施設として管理いただき、条例に基づいた使用料を支払うこととし、町の水質基準により安全で安心な生活用水の供給をお願いするものであります。

以上の趣旨及び概要により陳情するものでありますが、地域の実情をお酌み取りいただき、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

議会事務局長からの朗読が終わりました。

それぞれ、鈴野地区、宇別地区からの陳情書でございました。ここで、各委員からの意見をいただきたいと思っております。ご発言の方、お願いしたいと思います。

姉帯委員。

**姉帯春治委員**

まず、昨年度だったと思っておりますけども、議会報告会ふるさと懇談会の中で、約10カ所やりましたけども、その最後、2月18日だと思っておりますけども、そういう話があったのが事実で、皆さんも聞いているはずですよ。

そしてまた、私も我なりに調査をしてみました。そしたら、4月、宇別の方は自分たちの管理の中でタンクを持っているのですよね。けども、それが、ひび割れが入ったということで、かなり今までも苦労しているような話でありました。それと、鈴野ですけども、今、全体的に、葛巻ばかりではなくて日本全国、温暖化のせいなのか、木を伐採するせいなのか、水が特段と少なくなってきたわけでございます。そういうことについては、必ず、この議会の皆さんからもご理解をいただきながら、これはやるべきではないかなと思っております。そしてまた、皆さんもご存じのように、来年度の31年度は新庁舎があります。その中でも、大変だと思いますけども、飲み水ですので、できるだけ31年度事業に入れていただきながら進めるべきではないかなと思いますし、また、今、要望が上がっていない部分があります。吉ヶ沢全体を調査するべきだと思います。そういうことで、終わります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員さんからは、それを、ぜひ実現してほしいというのと、調査も必要であろうという意見でございました。

柴田委員、どうぞ。

#### 柴田勇雄委員

併せて、一括議題にしていますので、説明も、宇別の関わりも出てきますので、これは、この給水施設を採択する、しない、いつにやってもらうとかという、そういうようなものではございませんので、それを中心に宇別の方も、この説明をしていただいて、併せて、採決は別々にやればよろしいのではないかと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかにございませんでしょうか。

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

私も若干そこに挟まったわけではないのですが、鈴野地区、宇別地区が勉強会のようなのをやったようでございます。その中では、鈴野はちょうど高い部分で、そして、道路を挟んで一戸町なわけでございますが、今から検討されると思いますが、一戸から水をもらってやった方がいいのではないかという話もあります。または、宇別地区についても沢を挟んで境になっておりますので、そこまで水道水がきています。ですので、そのような、一戸町からもらった方がいいのではないかというような話が出ているようです。ですので、そういうところの近くについては進めていただきたいし、吉ヶ沢全体を調査するべきだと思っております。

#### 柴田勇雄委員

まず、こちらの方の説明をすれば、今のようなこともいいですよ。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いろいろと意見をいただきました。

やはり、私もこの二つの地区、吉ヶ沢は8地区あると思います。残り六つの地区もございますし、やはり安心・安全な水の供給ということになると、やはり吉ヶ沢全域に、やはり設置すべきではないかなと私は思いますので、このことにつきましては、なお、調査を要することが必要ではないかなというように思いますけども、皆さん、これについてはどうでしょうか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この要望は要望としてやって、さらに、その他の部分については議会として調査を進めるというようなことが、この自治会長さんの意に叶ったようなことではないのかなと思うのですが、いかがですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

という、ご意見もいただきました。

辰柳さんも、今、手を挙げられましたけども、どうぞ。

辰柳敬一委員

我々は現地をよく分からないわけでありますので、あるいはまた、吉ヶ沢地区のほかの地区であります、その辺の意見等も聞きながら進めてもらえれば、特にも現地調査をしてもらった方がいいのではというように思いますが、その点をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

今、辰柳委員さんからは、現地調査も必要だということで、この二つの地区からの陳情書はありましたが、皆さん方の意見を要約、いろいろ検討しますと、やはり、なお、調査が必要で、それからでもよろしいのではないかなというように私は思いますが、どうでしょうか、皆さん。

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず、先ほど柴田さんが話したとおり、この二つの件については、担当課も進めてもいいというような話を聞いております。この二つの部分は決めて、吉ヶ沢全体を、これから調査をしていけばいいのかなと思っておりますが、この件については、よろしく願います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

高宮委員、どうぞ。

**高宮一明委員**

二つの地区だけの請願ということですが、やはり吉ヶ沢地区全体を調査してから採択すべきというように思いますので、これは、継続調査にして進めていく方向がいいかというように思いますので、お諮りいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

高宮委員からも、そういうご意見をいただきました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りいたします。

やはり全会一致というのが、私も必要ではないかというように思っております。そういう調査等も必要という声もありますので、この件につきましては、なお、調査を必要としての継続審査としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

したがいまして、陳情第8号、吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備についての陳情書及び陳情第9号、吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備についての陳情書の2件については、9月定例会議までの継続審査といたします。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

（閉会時刻 14時21分）